

# SNS 運用ガイドライン

## 1. 目的

本ガイドラインは、社会福祉法人淑徳福祉会(以下「法人」という。)のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)の運用に関する事項について定める。

## 2. 基本方針

法人は、事業の取り組みや魅力をより多くの方に伝えることで、福祉・介護サービスに関する更なるイメージアップを図ることを目的として、SNS を活用します。また、ご家族への案内などお知らせルーツを目的としても、SNS を活用します。

## 3. 運用方法

(1) 法人の SNS アカウントでは、以下の情報、連絡ツールとして発信します。

(対象システム:LINE、Instagram)

- ・法人が実施するイベントや行事、レクリエーションに関する情報
- ・法人の事業に関する情報
- ・法人の就職、採用活動に関する情報
- ・その他、法人が必要であると判断した情報
- ・ご利用者家族への必要時の連絡手段

※ご利用者については、事前に肖像権同意書で意思確認を行い、掲載可能者についてのみ掲載します。

(2) 運用管理者は法人本部職員とします。

(3) 法人の発信情報へのリプライ、ダイレクトメッセージ、コメントには対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。法人の発信情報に対する投稿は各ユーザーの自己責任でお願いいたします。

(4) 投稿いただいたコメントは原則して削除することはありません。ただし、投稿記事に關係の無いコメントや、下記の事項に該当すると判断したコメントは、予告なく削除する場合があります。

また、以下の事項に該当するコメントを投稿するなど、適切な運用を妨げるユーザーについては、予告なくブロックすることがあります。

- ・法律、法令等に違反するもの、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など法人または第三者の知的財産権を侵害するもの、または侵害するおそれがあるもの
- ・広告、宣伝、勧誘、その他利益を目的とするもの
- ・本人の許可無く個人情報や特定、開示、漏洩するなどプライバシーを侵害するおそれがあるもの
- ・有害なプログラムを使用もしくは提供するもの、またはそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他、当法人が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むリンク等

#### 4. SNS ご利用の方へ

法人 LINE 公式アカウントをご利用される場合は、以下の注意点に従いご利用ください。

- ・公式アカウントの登録はご入居者に対して1名まで(複数名の登録はご遠慮ください)
- ・登録者間(ご家族間)での連絡ツールとしては使用できません
- ・退所手続きの際に、登録された方はその場でトーク、アカウントの削除をしてください
- ・退所後に、再度 LINE 公式アカウントの登録はご遠慮ください

法人 Instagram をご利用される場合は、「3. 運用方法」をご確認いただきご利用ください。また、退所時の登録削除等は任意でお願いいたします。

#### 5. 免責事項

(1)法人は、SNS アカウントにおける情報の正確性は万全をしておりますが、ユーザーが当アカウントの発信した情報を用いて行う行為については、一切の責任を負いません。

(2)法人は、SNS アカウントに関連して生じたユーザー間および第三者とのトラブルにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

(3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザー法人に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、法人に対して著作権等を行使しないことを同意したものとします。

(4) コメント等の投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は、全て当該コメント等の投稿者が責任を負うものとします。

(5) 上記の他、法人の SNS アカウントに関連する事項によって、生じたいかなる損害についても、法人は一切の責任を負いません。

## 6. 知的財産権について

SNS の内容に関する知的財産権は、法人又は原作者に帰属します。私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、法人に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。なお、掲載記事に対する「いいね」「シェア」等については、自由に使用していただくことができます。

## 7. 個人情報の取り扱いについて

SNS で取得した個人情報については、個人情報に関する法令および、その他規範を厳守し、適正に取り扱います。

## 8. 運用方法の周知・変更等

本ガイドラインの内容は法人ホームページに掲載します。また、本ガイドラインは必要に応じて予告なく変更する場合があります。

## 9. 附則

本ガイドラインは令和 8 年 7 月 1 日から施行します。